時事新報　明治二十年五月三日　火曜日

時事新報

西洋文進妄覗書

洋服仕立一切圖解附錄

共洋綴製美本全二冊一圓特別價金九十錢郵稅金四十二錢府内限

廣告

深川區富岡門前仲町警察署裏手

古法眼元信扇面三十六葉價一圓り賣却致度候間御留ノ方ハ本郷臺町四番地松村へ御來臨チ乞

深川英語學校廣告

本校客定期試驗後ニ入學ス

芝櫻田久保町二十番地

貸地

小石川丘嶋町

時事報報

ドクトルシモンズ氏意見譯文（前號の續き）

外國人の敏捷なる夙に此事實を見て取りたるまとあれば成るべくは日本人の爲めに異說を立てず或は言を左右に托して阿從するの勝れるに若かずと自から謀を爲す者多し即ち外國人にして日本を傷れれたる者か又い一己濟利の目的を遂せんとする者か又彼の政府會社より派遣せられて各々其仕ふる所に盡さんとするもの〻常に懷抱せる根性なり例へば彼の公使領事等の外交官は本國政府の願使に從ひ唯本國政府の利益を代表するものゝまとて其他に關する利益の如何は問ふ所にあらず其一二を擧れば條約改正の談判にても本國の物產に海關稅の輕減を欲まて百方計を運ふし本國にて大砲軍艦若しくは鐵道敷設の用品を製造するときは嘖々本國の爲めゝ多辨を費やし其品の精にして其價ひ廉なるを說て日本人の需用を促がし其他日本お教師を入れ顧問官を雇かしひるが如き會團樣の賂害を用ゆるものにして此の如き外交官をみろ天晴れ本國政府の忠臣、外國に使して國命を辱まをざるものなりと珍重せらるゝとあれば此輩も常に小心翼々一百一行と謹み只管先方政府の忌諱ゝ觸をざらんことを勉めて只其及ぼざるゝ恐るゝが如し若しも日本人にして我國を富まし我兵を强ふします〳〵文明を推進して文物風俗を改良し以て肩を西洋各國に比せざる可らずと云ふを聞ゝば外交官たるもれは何を以て答ふ可きや否ゝ〳〵是れは實に貴國の不利ゝ西洋の文明い金を要すること多し今日俄に享ろ日本に大切ゝ財貨と靡せざるに若かず立國の根本は人民の富有ゝ在り一國富實にまて然る後文明潤飾の沙汰なりなゞ眞實胸中と洗ひ出して少しも修飾する所ゝきが如き者あらば是れぞ所謂愚直の愚人ゝまて外國人の仲間に笑はれんのゝものとあれば夫れよりも大概の車は先方の言ふがまゝゝ任せて之ゝ同善し一も然り二も理ゝり夫ゝは英斷なり是ゝい感心なり就ては弊邦に大砲と軍艦の製造ゝり精々勉强して他國よりも一層廉直に調進す可しゝ返答するゝそ尋常一樣の法ゝを加之日本人の好まぬゝとを助言するゝは固より其聽從せる所とゝらざるゝまか隨て多年の得意懇親と失ふとい夙くゝより外交官の承知せる所ゝれば漸く其助言を收めんと欲する所も先づ之を控目にし總て其場と程好く取廻はして一時の利害を制するは今日外交官の風にして實に本國の爲めゝ忠ゝと云ふ可し否な稱り外交官にして然るのみならず外國商人の如き特に然りとす商人の本色は固より利を博するに在れば常に日本人を抱き込みて力の及ばん限ゝ其需用消費れ情を促し別して自家所有の品物にして日本人民が之を所望ゝ或は之を所望するならんと察されば百方手を變へて之と賣り付け其品物ゞ日本人民に必用ゝるゝや必用ならざるゝや其違は少しも顧着する所にあらず何となれば之を顧着せる是は商利を駄るの法にゝらざれば外國人ゝ於けるも亦然り偖外國人は日本雇主ゞ任ゝたる職務の在る所丈けを勤めゝ差出口して入らざる助言をゝす知きい最も其禁句とする所なり差し言行、其位の外に出れば日本雇主の忌諱に觸れて衣食を計る所以にゝらざるゝ知れば偖人商人れ根性は別に怪ひにも足らざれとも夫の德敎風化を以て自ら任ずる宣敎師の中にも其根性亦此の如き者少ゝからず此輩よく日本の人情風俗文明の風儀を覺はゝ先んとするに熱心なるゝを知れり西洋の風儀と丸呑にしては日本風俗の改良に益ゝけゝば其稽古は無用ゝりとて助言すれば信用怒ち地に墜ちて門前雀羅を張るに至るゝまとを知れり偖用一たび墜ゝれば童男童女靡然として相去り他の宣敎師の利害無頓着にして一に日ゝ人の成を仰ぎ云はゞ門人の所望するゝ所に默從して敎ゆる者の方へ入門するゝまとを知れり既に之と知れば其爲す所推して知るべきはみ之と要するに傳人ゝり商人ゝり又宣敎師の或る部分なゝり一時日本に居留すれゝも行々は故國に歸んりて粟を食まんとする者にて其身一己の利害を顧み其己れを日本ゝ派遣したる者の爲めゝと思ひ日本れ盛衰得失に痛痒を感せざるゝまとゝゝば日本の進步は日本自から計り其進步は改良なるか將ゝ改良ならざるか雖ゝ一人として外人より之と是非する者ゝれば助言敎示の助けなくして自から僻見不明ゝ陷り現ゝ許多れ過誤失策と犯ゝ新を暴ひ奇を喜ぶの餘と全く無益無用なる事にまでも手を出して莫大の勞を費し不貲の財を棄つるが如兒本は之と云へば文明先進れ擬ゝ倣ふに熱中せる其癖に西洋人の助言を信用せず妄りゝ胸臆を行ふて進步の虛ゝ趨るに由らざるはゝし

然れども日本人として歐米人より助言を受くるに全く意なきにあらず實に喜んで之を聞かんことを欲するものも亦多し一日人ゝり余に語て曰く日本人が若し何かの事件に付き君れ助言を請ふゝあらば君は先づ其之と請ふものゝ意中を測りて其欲する所を考へ然して後先方の意を以て返答せば彼ゝ必ず君と以て有識の士となさん計若し此に出ずず老賢ゝ衷情と打明かして他人の心を忖度せざるときい彼れは君の助言を用ゐずして君と以て凡庸共に語るゝ足らざるものと云いんと果して然らば助言を聞くの名ゝりゝれ實い始より助言を用ゐるものゝと同ゝことゝり

（畢）

官報

○軍艦發着　金剛艦は去月二十六日横須賀抜錨同日品川に投錨富士山艦は去月二十五日横須賀抜錨同日浦賀に投錨せり

○管長認可　内務省に於ては日蓮宗興門派管長高橋目恩退職に付き天野日觀を以て其管長とゝすの願を去月二十九日認可せり

○桑港駐紮支那總領事官の替任　米國桑港駐紮支那總領事官歐陽錦堂氏は近頃病氣の爲め歸朝を願出でたゝに因り清國欽差大臣の奏請にて同國華頭公使館附書記官梁蕙嘉氏を以て同港總領事に任せられ同氏は本年三月十日を以て隨員三名と共に赴任せり又歐陽氏は願出でたるに依り本月十日便船に搭じ歸朝の途に就きたるなりたり

○鹽國海軍費の項目　近頃の浦潮斯德每週新聞に載れる頃日參事院財務部長が議長と為り同部に於て開きたる臨時議會は鹽國海軍中に新式の軍艦を建造し且つ現在の船艦を改良するの必用あるに由り向十箇年每年四千万圓（一圓は凡五十錢）を支出することに議決せり今該費目中重なるものを擧示すれば即ち左の如し

中央部及各港場事務費
船艦建造及大砲裝飾費
海軍砲臺費
陸上勤務海員補助金及同物品買入費
乾海費
海軍造船製造所及鑄工場維持費
學校費
警察部及病院費

○希臘新選代議院議長　近頃の希臘通信に據れば同國內閣黨の候補者アングリノー氏は去る三月五日大多數を以て希臘國代議院議長に選擧せられたりといふ

○招商局第十三回結算報告　本年三月二十九日同三十日卅一日刊行上海字林報に載せる清國汽船會社招商局の長盛宣懷、副長馬建忠、沈能虎の三氏より報告せられたる光緒十二年同局第十三回結算一覽表を載せたり抑も同局の改革は去る光緒十年十月中に在り盛氏執務の年月は尚經法を以て未だ其大の利益をしと雖ども此表に就きて之を見るときは每年開支那海に事あからしめ同局の負債を償却し益々進みて同國海上の權利を占むることは無きに非ざるべし又同局の負債は盛氏執務に當りては外國商人等より借入れたる金額は百五十六万兩餘ありしも光緒十二年中總益金の中より其償還を行ひ向て十二万五千兩を返納し其外匯費、船和、旅扇の各部に向ても其負債の剩分を償還し現今殘額は五十七万八千兩となれり又同氏執務は來飛船一隻を增して合計二十五隻となれり以て同局の日に旺盛に赴くゝの一班を知知するに足るべし（同局は汽船會社なれども他に礦山及地所を有し又貸屋等を所持すること亦少しとせず）

借方　本局ノ負債二億スル分

貸方　本局ノ資產二億スル分

第一項　雜項貸出及現存金額

朋平礦山へ貸越	三八九六七四九四	錢
同交易局分抵當貸附	五七八一一〇一〇	兩
渾資運輸貿易公價	三一八二〇七〇四	同
朝鮮公價	二四七九六八四	同
現存金高	一六三五五七六六	同
合計	一二八三六一一九四	兩

第二項　本局ノ所有ニ係ル船價値

景清號	五五六〇〇〇〇〇	兩
日新號	六五〇〇〇〇〇	同
豐江號	一四〇〇〇〇〇	同
鎮海號	七五〇〇〇〇〇	同
廣東號	九五〇〇〇〇〇	同
海定號	一四〇〇〇〇〇	同
海晏號	九五〇〇〇〇〇	同
海珠號	一四〇〇〇〇〇	同
海局號	九五〇〇〇〇〇	同
豐盛號	一四〇〇〇〇〇	同
江寧號	七五〇〇〇〇〇	同
江南號	一四〇〇〇〇〇	同
江平號	三五〇〇〇〇〇	同
江寧號	四〇〇〇〇〇〇	同
江天號	三五〇〇〇〇〇	同
江速號	三〇〇〇〇〇〇	同
江寧號	一四〇〇〇〇〇	同
江系號	六〇〇〇〇〇〇	同
江擊號	一四〇〇〇〇〇	同
江數號	六〇〇〇〇〇〇	同
江運號	一四〇〇〇〇〇	同
拱北號	一四〇〇〇〇〇	同
南海號	一三〇〇〇〇〇	同
鹽務號	一三〇〇〇〇〇	同
富利號	一三〇〇〇〇〇	同
合計	一八〇〇〇〇〇〇	兩

第三項　本局ノ所有ニ係ル小汽船並ニ運輸船價値

小汽船六艘	六〇〇〇〇〇〇	兩
各艘頭運輸用	六〇〇〇〇〇〇	同
船隻	三〇〇〇〇〇〇	同
合計	一二〇〇〇〇〇〇	兩

第四項　本局ノ所有ニ係ル各港茶屋倉庫及用材價値

上海環棧房	二四〇〇〇〇〇〇	兩
上海中棧房	八〇〇〇〇〇〇	同
上海十六棧房	二〇〇〇〇〇〇	同
上海北棧房	一四〇〇〇〇〇〇	同
上海南棧房	五〇〇〇〇〇〇	同
天津棧房	一七〇〇〇〇〇〇	同
烟臺棧房	二〇〇〇〇〇〇	同
官昌棧房	二〇〇〇〇〇〇	同
蘇州棧房	二〇〇〇〇〇〇	同
九江棧房	七〇〇〇〇〇〇	同
鎮江棧房	五〇〇〇〇〇〇	同
漢口棧房	五〇〇〇〇〇〇	同
蕪湖棧房	二〇〇〇〇〇〇	同
寧波棧房	二〇〇〇〇〇〇	同
福州棧房	二〇〇〇〇〇〇	同
汕頭棧房	二〇〇〇〇〇〇	同
溫州棧房	二〇〇〇〇〇〇	同
澳門棧房	一八〇〇〇〇〇〇	同
廣州棧房	二〇〇〇〇〇〇	同
漢防棧房	一七〇〇〇〇〇〇	同
用材	二〇〇〇〇〇〇	同
合計	二五二〇〇〇〇〇〇	兩

第五項　本局ノ所有ニ係ル物品價値

各局現存雜具	一〇〇〇〇〇〇	兩
漕米用麻袋	二〇〇〇〇〇〇	同
合計	三〇〇〇〇〇〇	同
總計	五三四九七〇六〇八六	兩

第十三回損益勘定

收入之部

各號運賃	四九八五五四八二五	兩
各號船總登金	二一二四七二三〇	同
各港棧總登金	四一九三六五四九	同
各港家屋總登金	六五二一七二三三〇	同
合計	六八二一一二五	兩

支出之部

上海地租	二七四一一五八六	兩
各港棧復金額	四五二一四六六	同
負債償還金額	一四三七〇九八八八	同
政府持株券利子	一四三七〇九八八八	同
合計	四五一〇二五七八三	兩
出入差引	二〇一一四六五四七	同
殘金	一一五七三三一九二	同
第十二回結算殘金	一一六八七九七三九	同
右總計殘金高	三一六八七九七三九	兩
內訳		
各號船運及各港建物保存金	一五七九七四〇三九	兩
積立金	二〇〇〇〇〇〇	同
勸業金	二〇〇〇〇〇〇	同
役員賞與金（利益三割ヲ以上差引殘ル五厘ノ割）	六九四五二八五	同
以上差引殘金	一三一九六〇四一五	兩

（本年四月十八日官報）

雜報

○技師派遣願　滋賀縣下長濱は從來縮緬と多く產する所あるが近來大ゝ衰頹またるを以て機屋及有志者れ發企にて今度各地に設置したる講習所に倣ひ織物講習所を新設せんと目下計畫中にて既ゝ技師派遣の義と其筋へ出願またるよし

○二縣聯合共進會　嶋根鳥取兩縣聯合の上來る九月を以て農產物の共進會を嶋根縣下に於て開設するゝまるが右に付き兩縣知事ゝり適當の審査官を派遣ゝり度旨農商務省へ願出しに此程願屆けられしと云ふ

○北海道の平均溫度　近三箇年間の平均溫度

平均溫度

十六年	八三二七四五一	兩
十七年	一〇〇〇〇〇〇	同
十八年	六八六九九〇	同

最高溫度

十六年（八月）	八二六四一一九八	兩
十七年（七月）	二〇六八二六八	同
十八年（七月）	二六二九六二五	同
十八年（二月）	一三一九六〇四一五	兩

最低溫度

十六年（一月）	九六九九五八二〇	兩
十七年（一月）	九三一五七二七〇	同
十八年（一月）	二一一七三七七八	同
十八年（二月）	二一一九一二七七〇	同

○學校の巡査　明治法增加せ〻爲め從來の明入れ晝夜間斷ゝく校內村の入合山より產して には屈强のものゝが して十箇年い受合なり 一俵（十三貫目）の價 ○山口縣下のアサリ目 くアサリ貝を產せる 郡宇部木川の兩村にて 爆品も多く大坂地方へ 外下落を來し百斤に付 は到底引合はざるより 難を極め居るゝを以て有 郎氏より大日本水產會

○代言試驗問題　去月 於て問きたる代言試驗

刑法

○登罪と受寄財物費消 事再理せずとの格言 て答辨せ可し

治罪法

檢事司法警察官い現 を得るゝや其處分の性 消滅の原因として簡 必要なる條件如何

契約法（佛國法）

義務相殺の定義及ひ 者義務の辨濟を爲せ や（英法）、約報の定 に充分なる約報と否 し、甲ゝる鐵道會社 を雇入れんとを約し 行せざる言を明言せ も乙い直に之を破約 と得るゝや此の場合を る一般れ法理を說明せ

財產法（佛國法）

舟筏の通する河と其 利に關し如何ゝる著 顯所徘權と通常の所

私犯法（英國法）

損害ゝり生ずる者 損害賠償の訴ゝを起 て之を說明せよ、私 原則を枚擧說明せ可し

時効（佛國法）

書入抵當の債主權は して答辨すべし、本 時効を申立て得るは如 商業會社法（同 商事の會社契約とは如 備すべき性質と詳述す 常の債主との關にい如 證據法（英國法）

訴訟爭點に關係ゝる 別如何、證人い如何 組合及び會社法 組合と各種會社との法 解散するときい如何

本局ノ資債二億スル分
借方
貸方
本局ノ資產二億スル分
本局ノ資產二億スル分
本局ノ資產二億スル分